

あきる野市ホームページ広告掲載取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、あきる野市（以下「市」という。）がインターネット上に公開するホームページ（以下「市ホームページ」という。）に掲載する広告（市ホームページ上に掲載した広告画像で、指定したホームページにリンクさせることができるものをいう。以下「広告」という。）の取扱いについて、あきる野市広告掲載取扱要綱（平成22年あきる野市通達第39号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲)

第2条 市ホームページに掲載できる広告は、要綱第3条の規定によるものとする。

- 2 前項の規定は、掲載の決定を受けた広告からのリンク先として、当該広告の所有者（以下「広告主」という。）が指定したホームページ（以下「広告主のホームページ」という。）及び広告主のホームページにおいてリンクしているものの内容についても適用する。

(広告の掲載場所等)

第3条 広告の掲載場所は、市ホームページのトップページとする。

- 2 広告の掲載位置及び枠数は、市長が別に定める。

(広告の規格)

第4条 広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 大きさ 天地50ピクセル 左右150ピクセル
- (2) 情報量 10キロバイト以内
- (3) 情報形式 GIF形式（アニメーションを除く。）
- (4) 表示形式 静止画（点滅を除く。）
- (5) 利用者が、市ホームページの内容の一部であるかのように誤認するおそれがないもの
- (6) デザイン、色彩等は、障害者の利用に配慮し、かつ、市のイメージを損なわないもの

(広告枠の貸付け)

第5条 広告枠は、予定価格を設定した一般競争入札で決定した広告代理店（以下「広告取扱事業者」という。）に一括して貸し付けるものとする。

(広告の募集)

第6条 前条の規定による一括貸付けを受けた広告取扱事業者は、市との一括貸付けの契約締結後、広告を募集するものとする。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告掲載の申込みは、あきる野市ホームページ広告掲載申込書（様式第1号）により広告取扱事業者が行う。

- 2 広告取扱事業者は、希望により、第5条の規定による一括貸付枠を超えて広告掲載の申込みをすることができるものとする。

(広告掲載の決定通知)

第 8 条 広告掲載の決定通知は、あきる野市ホームページ広告掲載決定通知書（様式第 2 号）により行うものとする。

（広告の掲載料）

第 9 条 広告取扱事業者が市に納付する広告掲載料は、第 5 条の一般競争入札の落札金額とする。

2 広告取扱事業者が、第 7 条第 2 項の規定により一括貸付枠を超えた広告の掲載を希望する場合は、落札金額を基に割り出される 1 枠の月額単価相当額を市に納付しなければならない。

（広告の掲載期間）

第 10 条 広告の掲載期間は 1 月を単位とし、掲載可能期間は最長 12 月とする。

（広告内容の責任）

第 11 条 広告の内容及びリンク先に関する責任は、広告主が負うものとする。

（広告の取消し）

第 12 条 要綱第 8 条第 3 号に規定する広告を掲載することが適当でないときは、次に掲げるとおりとする。

（1） 広告主のホームページ等の内容が、広告掲載申込時から変更され、要綱第 3 条の規定に違反するとき。

（2） その他市長が広告掲載に特に支障があると認めるとき。

（広告取扱事業者の届出義務）

第 13 条 広告取扱事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あきる野市ホームページ広告掲載中止・掲載内容等変更届（様式第 3 号）により、速やかに市長に届け出なければならない。

（1） 広告の掲載を取り下げるとき。

（2） 広告を差し替えるとき。

（3） リンク先ホームページのアドレスを変更するとき。

（4） リンク先ホームページに障害等が発生したとき。

（5） 前各号に掲げるもののほか、あきる野市ホームページ広告掲載申込書の記載内容に変更があったとき。

（掲載料の還付等）

第 14 条 広告の掲載期間中、市の都合により市ホームページを閉鎖した時間が生じたときは、その日数に応じて、日割計算により算出した金額を還付する。

2 前項に規定する減額は、暦日を単位に 12 時間以上の閉鎖を減額の対象とする。ただしシステムメンテナンスに要した閉鎖時間は除く。

（契約の更新条件）

第 15 条 第 6 条の一括貸付けの契約は、原則として単年度契約とする。ただし、市と広告取扱事業者の双方が希望するときは、双方が合意する条件により、1 年間の契約更新ができるものとし、更新は、2 回を限度とする。

附 則

この基準は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 25 年 1 月 7 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 25 年 2 月 8 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 7 年 3 月 14 日から施行する。

様式第 1 号（第 7 条関係）

あきる野市ホームページ広告掲載申込書

年 月 日

あきる野市長 殿

広告取扱事業者

所 在 地

名 称

代表者名

印

電話番号

F A X 番号

E－M A I L

担当者氏名

あきる野市ホームページ広告掲載取扱基準第 7 条の規定により、あきる野市ホームページに広告掲載を申し込みます。

1 掲載希望期間 年 月 日から 年 月 日まで

2 広告掲載事業者

(1) 広告掲載社名・住所等

(2) リンク先アドレス ()

3 広告原稿（別紙添付）

※データは、koho01@city.akiruno.tokyo.jp に送付すること。

4 連絡事項

第 号
年 月 日

様

あきる野市長



あきる野市ホームページ広告掲載決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった広告の掲載につきましては、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 掲載内容
- 2 掲載料の納入期限 年 月 日
- 3 その他

様式第 3 号（第 1 3 条関係）

年 月 日

あきる野市長 殿

広告取扱事業者

所在地

名称

代表者名

印

電話番号

あきる野市ホームページ広告掲載中止・掲載内容等変更届

あきる野市ホームページへの広告の掲載中止又は掲載内容等の変更について、次のとおり届け出ます。

中止又は変更の内容